

のうえ、管内市町村へ情報提供するなど、周知にご協力願いたい。

(7) 自己評価・外部評価制度の適切な運用について

介護サービスにおける小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所の自己評価及び外部評価については、「「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第72条第2項及び第97条第7項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について(平成18年10月17日付老計発第1017001号老健局計画課長通知)(以下「計画課長通知」という。)」の2(2)において、都道府県は原則として少なくとも年1回実施させるものとしているところである。

そのうえで、平成21年度から外部評価については、事業所が計画課長通知の2(3)に定める一定の要件を満たす場合は、計画課長通知の2(2)の規定にかかわらず、都道府県は当該事業所の外部評価の実施回数を2年に1回に緩和することができることとされているところであるが、この規定は外部評価の実施回数だけの緩和を示すものであり、自己評価については原則として少なくとも年1回実施させるものであるため、都道府県におかれては、適切な制度の運用をお願いしたい。